

大通達甲（生）第4号
令和4年7月1日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年
電子供覧対象文書	

本部各課・所・隊長
各警察署長 殿

警察本部長

地域課自動車警ら隊運用要領の改正について（通達）

生活安全部地域課自動車警ら隊については、「地域課自動車警ら隊運用要領の改正について」（令和3年3月31日付け大通達甲（警）第9号、（生）第7号）により運用しているところであるが、この度、自動車警ら隊員の実務能力の向上を図ることを目的とした研修制度を新設することに伴い、別添のとおり「地域課自動車警ら隊運用要領」を改正したので、事務処理上誤りのないようになされたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

（地域課地域企画係）

別添

地域課自動車警ら隊運用要領

第1 趣旨

この要領は、生活安全部地域課自動車警ら隊（以下「自ら隊」という。）の運用に関し、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）及び地域警察運営細則（平成6年大分県警察本部訓令甲第16号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 運用、任務等

1 自ら隊の運用

自ら隊は、警ら用無線自動車の機動力を活用して、事件・事故等が多発する地域における重点的・集中的な運用及び警察署の管轄区域を越えた広域的な運用を図るものとする。

2 自ら隊の任務

自ら隊は、次に掲げる任務を遂行するものとする。

- (1) 事件・事故等発生時の初動措置、緊急配備及び検索活動
- (2) 犯罪の予防及び検挙
- (3) 交通指導取締り
- (4) その他生活安全部地域課長（以下「地域課長」という。）が命じた事項

3 自ら隊が処理する事件・事故等の範囲

前記2に規定する自ら隊の任務のうち、その処理範囲の基準については、別に定めるものとする。

第3 活動区域

自ら隊は、大分県内全域において、ブロック単位により活動するものとする。この場合において、当該活動の区域は、次表の左欄に掲げるブロックに応じ、それぞれ右欄に定める警察署の管轄区域とする。ただし、地域課長が必要と認めたときは、この限りでない。

ブロック	活動区域
県央ブロック	大分中央警察署、大分東警察署、大分南警察署及び別府警察署
県北ブロック	杵築日出警察署、国東警察署、豊後高田警察署、宇佐警察署及び中津警察署
県西ブロック	玖珠警察署及び日田警察署
県南ブロック	竹田警察署、豊後大野警察署、佐伯警察署及び臼杵津久見警察署

第4 隊長及び副隊長の職務

- (1) 自ら隊の隊長（以下「隊長」という。）は、地域課長の指揮を受け、活動区域における事件・事故等の発生状況等に即して自ら隊を計画的に運用するとともに、自ら隊に勤務する警察官（以下「隊員」という。）の指揮監督及び指導教養を適切に行うものとする。
- (2) 自ら隊の副隊長は、前記(1)に規定する隊長の職務について、隊長を補佐するものとする。

第5 隊員による活動の基本等

1 隊員による活動の基本

隊員は、警察署自動車警ら班の模範となるよう、高度な知識及び技能並びに使命感を持って任務に当たることを活動の基本とする。

2 隊員の遵守事項

隊員は、前記第2の2に規定する任務の遂行に当たり、次の事項を遵守すること。

- (1) 機動警ら（規則第25条に規定する機動警らをいう。以下同じ。）及び緊急出動に際しては、関係法令を遵守し、各種事故防止に努めること。
- (2) 警ら用無線自動車、無線機器その他の装備資器材を常に点検整備すること。
- (3) 発生した事案を確実に把握し、及び分析することにより、事件・事故等の発生状況に応じた効果的な活動を行うこと。

第6 勤務種別

隊員は、次に掲げる勤務種別により、前記第2の2に規定する任務を遂行するための活動に従事するものとする。

(1) 通常基本勤務

ア 機動警ら

イ 待機（規則第26条に規定する待機をいう。）

(2) 特別勤務（細則第3条に規定する特別勤務をいう。）

(3) 転用勤務（細則第4条第1項に規定する転用勤務をいう。）

(4) その他隊長が命じた勤務

第7 勤務計画

隊長は、自ら隊の活動を効率的に行うため、毎月25日までに翌月の勤務計画を作成し、地域課長の承認を受けるものとする。

第8 事件・事故等の引継ぎ等

1 事件・事故等の引継ぎ

隊員は、事件・事故等を認知したときは、直ちに現場に臨場し、被疑者の逮捕、負傷者の救護、参考人の確保、現場保存等必要な初動措置を行い、事件・事故等の発生地等を管轄する警察署の長（以下「所轄署長」という。）に当該事件・事故等を引き継ぐものとする。

2 引継ぎ状況の地域課長への報告

隊員は、被疑者を検挙したときは、当該被疑者の身柄並びに捜査した事件の証拠資料及び関係記録を所轄署長に引き継ぐとともに、被疑者引渡（事件引継）報告書（第1号様式）により地域課長に報告するものとする。

第9 活動報告

1 機動警らに従事する際の報告

隊員は、機動警らに従事するときは、その活動区域を生活安全部地域課通信指令センター所長に報告するものとする。当該活動区域を離れる場合も同様とする。

2 活動状況の報告

隊員は、勤務計画、隊長から指示された活動重点等に基づき、地域課長が別に定める活動日誌を作成し、活動状況及び活動中に取り扱った事項をその都度記録するとともに、勤務終了後、地域課長に提出するものとする。

3 月間活動実績の報告

隊長は、月間の活動実績を翌月8日までに地域課長に報告するものとする。

第10 応援派遣

1 応援派遣の要請及び決定

- (1) 警察署長は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合で、自ら隊による支援を必要と認めるときは、自動車警ら隊応援派遣要請書（第2号様式）により、地域課長に応援派遣を要請するものとする。ただし、急を要するときには、口頭その他の方法により応援派遣を要請し、事後速やかに当該派遣要請書を送付するものとする。

ア 事件・事故等が多発した場合

イ 重大な事件・事故等が発生した場合

ウ 大規模イベント等多数の警察官を動員する行事等がある場合

エ その他警察署長が必要と認める場合

- (2) 前記(1)の規定による要請を受けた地域課長は、自ら隊の応援派遣を必要と認めるときは、隊員の中から派遣要員を指定し、当該要請を受けた警察署に派遣するものとする。

2 応援派遣期間

応援派遣の期間は、原則として7日以内とする。ただし、地域課長が必要と認めるときは、当該期間を延長することができるものとする。

3 応援派遣期間中の隊員の指揮

応援派遣期間中の隊員は、派遣先の警察署長の指揮の下、当該派遣に係る任務に従事するものとする。

第11 実務研修

1 実務研修の依頼及び決定

- (1) 地域課長は、隊員の実務能力の向上のため必要と認めるときは、自動車警ら隊員実務研修依頼書（第3号様式）により、実務研修を行う警察署の長に隊員による実務研修の受入れを依頼するものとする。ただし、急を要するときには、口頭その他の方法により受入れを依頼し、事後速やかに当該依頼書を送付するものとする。

- (2) 前記(1)の規定による依頼を受けた警察署長は、隊員による実務研修の受入れが可能と認めるときは、原則として、当該研修に係る事件・事故等を担当する警部補の階級にある警察官を指導員に指定し、当該隊員の実務指導を行わせるものとする。

2 実務研修内容

実務研修期間中に隊員が行う業務は、当該隊員が検挙等した事件・事故等に係る捜査その他隊員の実務能力の向上に資するものとして地域課長が認める業務とする。

3 実務研修期間

実務研修の期間は、原則として14日以内とする。ただし、地域課長が必要と認めると

きは、警察署長と協議の上、30日を超えない範囲内で延長することができるものとする。

4 実務研修期間中の隊員の指揮

実務研修期間中の隊員は、研修先の警察署長の指揮の下、当該研修に係る任務に従事するものとする。

第12 運用上の留意事項

1 相互協力

地域課長は、刑事部刑事企画課機動捜査隊その他の警察部門及び警察署と相互に緊密に連携し、自ら隊の機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

2 教養及び訓練

隊長は、自ら隊がその機動力を発揮し、効果的な活動ができるようにするため、隊員に対し、実務能力及び車両運転技能の向上に必要な教養及び訓練を計画的に実施するものとする。

第13 委任

この要領に定めるもののほか、自ら隊の運用に関し必要な事項は、生活安全部長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

第1号様式

年 月 日						
被疑者引渡（事件引継）報告書						
引渡（継）署	警察署		引渡（継）者			
事 件 名						
逮 捕 種 別	現行犯 緊急 通常 任意					
逮捕(検挙)日時	年 月 日 午前・午後 時 分					
逮捕(検挙)場所						
被 疑 者	本籍					
	住所					
	氏名				性別	
	年齢	年 月 日生（ 歳）				
	犯歴				認否	
犯 罪 事 実 の 概 要						
捜 査 経 過 等						
引 継 書 類						
証 拠 物 件						
引 受 者	年 月 日		警察署 係		(TEL)	

第2号様式

第 号 年 月 日	
生活安全部地域課長 殿	
所 属 長 名	
自動車警ら隊応援派遣要請書	
派遣要請理由	
派遣要請人数 ・ 車両台数	
派遣要請期間	自 年 月 日 至 年 月 日 (日間)
任 務	
必要装備	
備 考	担当者：(係名、氏名及び連絡先)

第3号様式

第 号 年 月 日			
警察署長 殿			
生活安全部地域課長			
自動車警ら隊員実務研修依頼書			
研修依頼理由	<input type="checkbox"/> 隊員が検挙等した事件・事故等に係る捜査 <input type="checkbox"/> その他地域課長が隊員の実務能力向上に資すると認める業務に従事させるため。		
隊員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-right: 1px dashed black; padding-right: 5px;"> 階級 氏名 年齢 拝命年月 実務経歴 </td> <td style="width: 50%; padding-left: 5px;"> 階級 氏名 年齢 拝命年月 実務経歴 </td> </tr> </table>	階級 氏名 年齢 拝命年月 実務経歴	階級 氏名 年齢 拝命年月 実務経歴
階級 氏名 年齢 拝命年月 実務経歴	階級 氏名 年齢 拝命年月 実務経歴		
研修依頼期間	自 年 月 日 至 年 月 日 (日間)		
研修内容	(事件名、任務概要等隊員が行う予定の研修(業務)内容を簡記すること。)		
担当者	地域課 (係名) 階級 氏名 連絡先		
備考	研修期間を延長した場合の研修終了日 (年 月 日)		

隊員が3名以上の場合は適宜追記すること。